

鳥取縣公報

昭和十五年十二月二十日
第 千 百 九 十 三 號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列

縣 令

◆鳥取縣令第七十四號
農林省令第六號植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則第九條ニ依リ種子用棉實ヲ縣外ニ移出
セントスル者ハ知事ノ認可ヲ受クベシ

昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第千十九號
米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査員章返納並交付セリ

昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

區分	番號	年 月 日	所 屬 廳	職 名	氏 名
返納	三六	昭和十五年十一月二十二日	西伯郡所子村役場	書記	金田 鶴松
返納	九九	昭和十五年十一月三十日	日野郡根雨町役場	元書記	野口 嘉幸
交付	九九	同	同	書記	坪倉 重壽

ル額ヲ卸賣價格トシ卸賣價格ニ其ノ一〇パーセントヲ加ヘタル額ヲ小賣價格トス
掛目ノ大サ

- 一〇〇掛未満八一掛迄 割増率 五パーセント
- 八〇掛以下六一掛迄 一五同
- 六〇掛以下四一掛迄 二〇同
- 四〇掛以下二一掛迄 三五同
- 二〇掛以下 四〇同

七 二〇尋未満ノモノノ價格ハ一〇〇尋ノモノノ價格ニ當該尋數ノ一〇〇尋ニ對スル比率ヲ乘ジタルモノニ付一〇パーセントノ割増ヲ認ムルモノトス

八 染色加工シタルモノノ價格ハ一反ニ付一圓五十錢加ヘタルモノトス

九 本表ニ掲ゲザル五節ヨリ大ナル目合ノモノノ價格ハ五節ノ價格ト同値トスルモノトス

鳥取縣告示第千二十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區
名 稱 鳥取縣藥業組合
地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於ケル藥劑師及藥種商營業者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

額 別記ノ通

實施ノ日 昭和十五年十二月二十日

四 認可ニ附シタル條件

(一) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(二) 認可ヲ受ケタル額及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

醫 藥 品 小 賣 價 格

品 名	單 位	小賣價格	備 考	備 考
(ハ) ハ リ	一〇〇入	二、五〇	(ヨ) ヨードポリタミン	二、五〇
	五〇〇入	一〇、五〇	ヨードブルトーゼ	二、五〇
(ホ) オリザニン末	一五〇瓦	一、三〇	(タ) 單味ブルトーゼ	二、五〇
	三〇〇瓦	五、四〇		二、五〇
(オ) オリザニン錠	一〇〇入	二、一五	タカヂアスターゼ錠	一、〇〇
	二〇〇入	一、六〇		一、〇〇
	五〇〇	六、五〇	(ク) グワヤコールポリ	二、五〇
	一〇〇〇	一、四〇	タミン	二、五〇
(ワ) わかもと錠	一〇〇〇入	四、七〇	グワヤコールエキ	一、〇〇
	二〇〇入	二、七〇	ホス	二、五〇
(カ) カルモチン錠	(ヨ) 一〇〇入	二、七〇		二、五〇

(イ) 液狀ポリタミン	二五〇〇 二五〇〇 五〇〇〇	二、三六 三、七五 二、四九	アルゼンブルトーゼ	二五〇〇 五〇〇〇	二、二五 三、二五
エ キ ホ ス	二五〇〇 二五〇〇	二、四九 四、〇三	サロメチール	二五〇〇 二五〇〇	一、一五 一、五〇
エ ビ オ ス 末	一〇〇〇 五〇〇〇	一、五五 一、九〇	キナポリタミン	二五〇〇 五〇〇〇	二、五〇 四、一四
エ ビ オ ス 錠	三〇〇〇 一〇〇〇	六、〇〇 一、七〇	キナブルトーゼ	二五〇〇 五〇〇〇	二、五〇 三、二五
エ フ エ ド リ ン (ナガイ)	一〇〇〇 二〇〇〇	一、〇八 一、七〇	シオノアスピリン錠	二〇〇〇 二〇〇〇	一、九〇 三、三五
(フ) アルゼンポリタミン	二五〇〇 五〇〇〇	二、五九 四、一四	(ス) ビオフェルミン末	一五〇〇 一五〇〇	一、九〇 三、三五
			(ハ) ビオフェルミン錠	一五〇〇 一五〇〇	一、九〇 三、三五
			(ニ) スベルゾン液	二〇〇〇 二〇〇〇	三、二五 三、八四

備考
 (-) 運賃諸掛ニシテ鳥取市、米子市、倉吉町、境町以外ノ地ニ在リテハ小賣價格ニ左ノ價格ヲ加算スルコトヲ得
 二五瓦以下 壹 錢
 二瓦以下 五 錢
 五〇〇瓦以下 貳 錢
 三瓦以下 八 錢

零賣スル場合ニ於テ其ノ量ノ販賣價格ハ零賣センシスル原容量ト其ノ小賣價格トヨリ得タル單位量ノ價格ニヨリ算定シ五割以内ヲ加算スルコトヲ得
 (三) 零賣ニ要スル容器代ハ別ニ之ヲ加算スルコトヲ得
 ◇鳥取縣告示第千二十七號
 鳥取縣商檢定所ニ於テ昭和十六年四月入所セシムベキ講習生ヲ募集ス 其ノ要項左ノ如シ
 昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 本所ノ位置 米子市旗ヶ崎
- 一 募集人員 約三十名
- 一 講習要項 商檢定ニ關スル學理及技術ヲ授クルト共ニ裁縫其ノ他女子ノ修養一ケ年(自四月至翌年三月)
- 一 修業年限 一ケ年(自四月至翌年三月)
- 一 出願資額 (一) 本縣内ニ住所ヲ有スル者
(二) 年齢十四才以上ノ女子ニシテ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ
- 一 出願手續 (三) 身體強健、品行方正、思想堅實ニシテ家事ニ係累ナキモノ
願書ニ履歷書、承認書、健康診斷書ヲ添へ商檢定所又ハ蠶業取締所又ハ各支所ニ提出ノコト
- 一 出願期限 三月二十日
- 一 入所期限 四月一日
- 一 給與 講習生ニハ手當ヲ支給ス

- 一 講習出願者ニ對シテハ所長詮衡ノ上入所ヲ許可ス
- 一 講習終了後ハ本所檢定員トシテ採用ス
- 一 詳細ハ鳥取縣爾檢定所ニ照會セラレタシ

鳥取告示第千二十八號

爾及生絲現在高竝ニ生絲製造高及消費高調査擔當爾絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ
昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

囑託セラレタル爾絲
調査員氏名

解囑セラレタル
爾絲調査員氏名

擔當調査區域

職務場所

囑託又ハ解囑セラレ
タル年月日
昭和十五年十二月
十二日

足 立 軒 三

西伯郡外江村 西伯郡外江村役場
名和村同 名和村役場

同

鳥取縣告示第千二十九號

昭和十五年十二月二十日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證再下附セリ依テ同日以後舊番號ニ依ル免
許證ハ無効トス

昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

新免許證
番 號

舊免許證
番 號

住

所

氏

名

一、三〇一

九 九

八頭郡下私立村大字延命寺九番屋敷

岡

森

英

夫

鳥取縣告示第千三十號

氣高 吉岡村長柄第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第千三十一號

昭和十五年十一月二十九日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ
昭和十五年十二月二十日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

免 許 證
番 號

住

所

氏

名

一、三〇二

西伯郡日吉津村大字今吉貳百八拾貳番地

深

田

橫

平

一、三〇三

東伯郡小鴨村大字福守五百五拾五番地

前

田

清

藏

一、三〇四

同 郡北谷村大字志津七百拾七番地

藤

井

賢

明

一、三〇五

同 郡北谷村大字三江百六拾八番地

山

協

新

藏

一、三〇六

同 郡北谷村大字長谷百壹番地

松

岡

佐

市

一、三〇七

同 郡北谷村大字三江四百貳拾九番壹 合併地

松

岡

新

藏

一、三〇八

同 郡北谷村大字三江四百參拾貳番 合併地

石

橋

秀

繁

一、三〇九

同 郡小鴨村大字大宮百拾四ノ貳 合併地

石

橋

秀

繁

一、三一〇

同 郡社村大字不入岡百四拾四番地

田

中

恒

雄

一、三一〇

同 郡山守村大字堀貳千拾五番地

三

崎

恒

雄

一、三一一

同 郡山守村大字今西千拾四番地

山

崎

恒

雄

- 一、三一三
- 一、三一四
- 一、三一五
- 一、三一六
- 一、三一七

同 郡倉吉町大字下田中百參拾四番地
 岩美郡小田村大字岩常五百參拾五番地壹
 東伯郡古布庄村大字法万貳拾六番次壹番屋敷
 八頭郡八東村大字岩淵貳百五拾番地
 同 郡智頭町大字中田貳百七拾八番地

友 竹 友
 松 內 松
 源 壽 源
 平 雄 平
 高 橫 竹
 橋 山 內
 政 虎 壽
 見 藏 源
 治 寬 治

公 告

鳥取縣都市計畫事業土地區劃整理施行準備ニ付測量又ハ檢査ノ爲左記ノ通土地立入ノ件許可セリ
 昭和十五年十二月二十日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一起 業 者 鳥 取 縣
- 一 事 業 種 別 鳥取市都市計畫事業土地區劃整理
- 一 立入ルベキ土地ノ區域 鳥取市今町一丁目、行徳、古市
- 一 立入 期間 自昭和十五年十二月二十日 至昭和十八年三月三十一日

彙 報

人 口 動 態 一 覽

昭和十五年十月分

	婚姻	離婚	出 生		死 亡		移 入		移 出	差 引
			男	女	男	女	男	女		
鳥取市	三三	四	八二	五四	一三五	三五	二七	六二	一	七三
米子市	二〇	一	五	四七	九八	二二	二五	四六	一	五
岩美郡	三	一	六	六〇	一三六	四〇	七	五	一	四
八頭郡	四	六	一〇九	二七	二二六	五九	五	一〇	一	六
氣高郡	三	二	八二	七	一五九	五六	四	一〇〇	一	三
東伯郡	一三	六	一六九	一三	三三三	八六	七	一六〇	一	三
西伯郡	五	一〇	二九	一三〇	二六三	七六	六	一六	一	九
日野郡	二	三	五	六五	一二七	三	二	五	一	六
計	三六五	三三	七九	七三	一、四三	四〇四	三四	七四八	一	五
前年同月	二七三	三	拾九	五九	一、一四	四三	〇	八三	二	二

備考 表中〇印ハ戶籍抹消
 婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入りタル者及自市町村内ニ於テ婚姻シタル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ掲グ

行旅死亡人

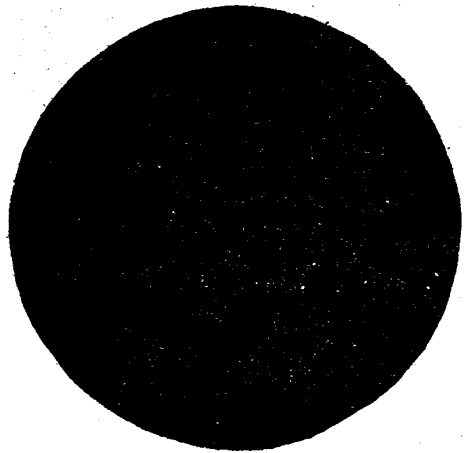
- 一 取 扱 者 米子市長
- 一 死亡者ノ本籍住所 不 詳
- 一 死亡者ノ職業氏名 不 詳
- 一 死亡者ノ年令性別 推定五十歲位 女
- 一 死亡ノ種別 病 死
- 一 死亡ノ年月日 昭和十五年十月二十四日午後三時
- 一 着 衣 入 相 木綿絳單衣、白木綿襦袢、綿ネル腰巻、チリメン腰紐、身長四尺八寸位瘠セタル方顔丸キ方、頭髮赤毛ユシテ薄ク長サセ、八寸トナリ手入セズ、鼻高キ方、齒左犬齒上下ヲ殘シアトナシ、其ノ他普通
- 一 所 持 品 銘仙堅縞ツツデ單衣一枚、白綿ネル腰帶一枚、木綿半巾前掛一枚、表付日和下駄一足、名古屋帶一本、腰紐一本、現金五十錢札七枚、十錢三枚、一錢七枚、計三四八十七錢
- 一 處 分ノ顛末 拾月二十四日午前九時頃米子市寺町ニ行倒レ居ルヲ發見直チニ最寄醫師ノ診察ヲ受ケ慈惠醫院へ收容看護中ノ處同日午後三時死亡ニ付寫眞撮影ノ上市内博勞町二丁目法城寺墓地ニ假埋葬ス

彙

報

第八十五號

事 變 特 報

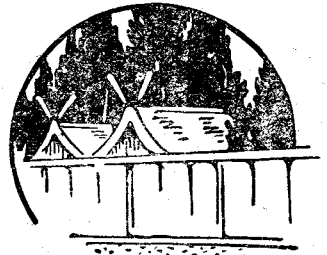


舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

目 次

- 一 大祓の意義……………(社寺兵事課)二七頁
- 一 明年度の米穀事情……………(時局課)二九頁
- 一 年末年始対策……………(同)三二頁
- 一 方面事業に就て……………(社會課)三四頁
- 一 大麥稈麥の菌核病防除に就て……………(農産課)三九頁
- 一 本年未賞與國債支費運動實施要綱……………(時局課)四〇頁
- 一 滿洲建設勤勞奉仕隊
開拓團班飯還報告 (承前)……………(社會教育課)四三頁
- 一 歳末と貯蓄……………(時局課)四七頁
- 一 處世の教訓……………(社會教育課)五一頁

局時世直見・調新合せ見



大 祓 の 意 義

私達の生活過程に於きまして、それが個人的にでも社會的にでも、知らず／＼の間に幾多の罪惡を犯し又種々の汚穢に觸れることは避け難いことでもあります。故に時折これ等の罪穢を拂ひ去つて自己とその環境を淨化することが必要であります。殊に我等日本人は清明心を尊び、之に反する汚濁の念を厭ふことが甚しいのでありますから、時々この汚濁を拂ひ去ることを工夫し修業して來たものであります。これがいつの世からとも知れぬ昔から行はれ來つた禊祓の習俗でありまして、小さな場合には一個人

として、大きな場合は國家として、公に又は私に行つたのであります。その公であつて國家的な場合を特に大祓といつたのであります。従つて大祓には臨時の大祭もあれば年々時を定めて行はれた恒例の大祓もありまして、その後者の場合が國の制度として確立したのが即ち六月及び十二月の二季の大祓であります。この大祓は、はやく大寶令に規定せられて居りまして、朱雀門前の廣場を式場として親王以下在京の百官男女を令して行はれたので、これをまた百官の大祓とも稱したのであります。今日の宮中の大祓はこの二季の大祓を明治初年に復興されたものであります。即ち古の朱雀門前の大祓であつて百官の大祓でありますから在京の各廳、勅奏、判任官の總代は勿論、皇族、王族、公族の總代も參集せしめられるのであります。然しこの場合召し集められるものは單に官廳といふ狭い範圍の人員を代表するものではなくて、朝廷に仕へまつる天下の萬民を意味するものである事は昔も今も變りはありません。

かくて大祓は過去の半年間に集積した萬民全体の罪といふ穢、穢といふ穢を根こそぎ祓ひ去り除き去つて、清き明るき御民われの本質を發揮顯現するところにその意義が存するのであります。

尙この百官の大祓の儀にさき立つて、宮中では節折の御儀を執り行はれますこの節折の御儀も大祓の儀と同じく上代より宮中に行はせられる御神事でもあります、その御趣旨は、天皇陛下の大祓の御儀とも拜せられるのでありまして聖明にまします 陛下がこの儀を親しく執り行はせ給ふことは全く民のため世のためを軫念あらせられての御修業に外ならぬものと恐察し奉るのであります。

さて今、宮中に於ける大祓式の御模様を洩れ承りまするに、祓所は神嘉殿の前庭を以てこれに充てられ、先づ節折の御儀を終らせられて後午後三時掌典長以下着床、次で各廳、勅、奏、判任官の總代各一人着床、ついで皇族、王族、公族總代各御一人宛御着床、次に掌典長が掌典

を召して祓の事を命じ、掌典案前に進みて大祓の詞を宣讀し、次に掌典大祓を執つて諸員を祓ひ清め終つて、皇族以下次々退下せらるゝ趣であります。

かやうにして宮中に於ては節折の御儀に續いて大祓が行はれ、全國民代表のいはゆる百官の公式の祓が執行せられるのであります、更に當日、神宮初め全國民の各神社に於て同様の儀が執り行はれます。官國幣社以下神社の大祓式には地方官が參列することになつて居りまして、氏子、崇敬者等もまた之に加はり宮中の祓式に呼應して全國民一齊にこの行事を勤行するのであります。

而してこれ等の式次第を通じて最も肝要なのは、いはゆる大祓詞の宣讀であります。この詞の成立は大祓の制度の確立と共に上代に起因するものでありまして、その内容は雄大にして詞句の壯重なる、上代文學の最優第一のものと考えられて居るのであります、要するに、我が皇國の淵源を反省して皇國民の重大責務を自覺

するに、この皇國に、この皇國民に、暗き汚なき罪穢の如きものがあつてはならぬから、上代からの式法に従つて天神地祇の照覽の下に祓の行事を修すれば、其處に全く清新なる國と民とが生れ出ることを述べたものであります。しかもこの詞の普通の神祭に奉讀する祝詞とかはつてゐる處は、それがいはゆる宣讀(參列の諸員に宣り聞かす形式)されることでありまして、その行事に参加するものの總てが、この詞の内容をしかと自覺体認することを求められてゐるのであります。

今年、わが國史の悠遠を如實に示す皇紀二千六百年でありまして、皇都をはじめ全國各地でこの輝かしい二千六百年の祝賀とその記念事業とが行はれたのであります、時正に支那事變第四年に當りまして我が國は東亞大經濟圏の完成に邁進して居りますと共に、歐洲の戰亂を契機として英米中心の舊秩序を打破し、新に世界新体制を建設する大業に躍進することとなつた意義深い年でありました。従つて來る昭和十

六年、即ち事變第五年である皇紀二千六百一年は新しい世紀の第一年として我々日本人の任務は實に大なるものあるを覺悟せねばなりません我々日本國民は大業に當面すると共に、それに伴ふ大艱難を克服せねばならぬのでありますから、こゝに宮中に行はれる大祓の御儀を偲びまつると共に、各神社に於て行はるゝ大祓の祭に參じて一切の罪穢を祓ひ清め、更に大なる覺悟を新にして皇紀二千六百一年を迎へるやう心掛ければならぬと考へるのであります。



明年度の

米穀事情

昨年秋以來節米運動が全國に展開勵行され、

各地で配給の統制が行はれて代用食や混食が本格化し、本縣ではまだ行はれてゐませんが隣りの兵庫縣を始め全國各地に、大正十年頃以來殆ど見られなかつた外米食も強化實行せられました。従つて今年の端境期も幸に乗り切ることが出来て、無事實りの秋を迎へることが出来ましたのはお互に喜ばしい極みであります。

今年は肥料や農機具を始め種々供給の圓滑を缺くことが多かつたにも拘らず、本縣の米産は天候の恵みと農家各位の非常な職域奉公の熱意によりまして、昨年程ではなくとも兎に角平年作以上の收穫を得ることが出来たと思はれる事は、まことに、時局下邦家のため慶賀に堪えぬところでありませぬ。

しかし本年の我が國全体としての收穫高は、遺憾ながら決して思はしい結果とは云へないのでありまして、今後の節米については決して心を緩めてはならぬことを覺悟せねばなりません。當局の調査にかかる本年の第二回豫想收穫高によりますと

(内地) 六千四十七萬五千四百二十石でありまして、昨年の收穫高六千八百九十二萬石に比べて約八百四十五萬石の減收となつて居りますし、朝鮮では昨年在御承知の大旱害であつた關係上昨年とはすつと多くなつて

(朝鮮) 二千九十八萬石
で昨年の千四百三十五萬石に較べて六百六十三萬石の増收となつてゐますが平年作にくらべる
とまだ充分ではありません。臺灣に至つては今年は風水害があつた爲に本年の收穫は

(臺灣) 八百二十二萬石
でありまして、昨十四年度の收穫九百十五萬石にくらべて九十三萬石の減收となりました。

従つて全國として見た收穫は
本年 八千九百六十七萬石
昨年 九千二百四十二萬石
減收 二百七十五萬石

となるわけでありませぬ。即ち我が國の米作は昨年に比較して三百萬石近い減收となつてゐるのであります。

然るに一方我が國に於ける米の消費高について考へて見ますと

昭和七—一一年平均 八・四七〇萬石
同 一二年 九・六一三同
同 一三年 一〇・〇六四同
同 一四年 一〇・二〇六同
同 一五年(見込) 一〇・五三〇同

でありまして、明昭和十六年度の消費豫想高は一億八百萬石に上るものと考へられるのでありこの結果は當十五年度に於て一千二百八十八萬石、明十六年度に於ては一千八百三十三萬石の不足額を生ずるものと思はれるのであります。

然るに必要に應じて考慮せねばならぬ外國米の輸入につきましても、最近の南方情勢から見まして決して樂觀を許しません。従つて明年の米の需給關係は相當窮屈となり、むしろ今年よりも一層難しい狀況にあるものと考へられるのであります。

政府がこの十一月から米穀の國家管理を實施しましたのも全く以上の米穀事情によるものでありまして、米の生産者や地主にとつては随分

窮屈な制限が加はるのではあります。事情まことにやむを得ないものであることをよく諒解して政府の施設に協力しなければならぬのであります。又、農家以外の一般消費者たる國民としまして、充分これ等の事情を承知して、相呼應して一層節米に努め、犠牲の公平なる分擔に努めねばならぬのであります。

出來秋を迎へたからと云つて「もう節米はしないでもよからう」と考へるのはもつてのほかでありまして、前歐洲大戰當時ドイツが武力ではあれだけ優勢を示しながら、最後に食糧の缺乏を來し、それが内部崩壞の大きな原因となつたことを考へると、吾々は戦時食糧の需給について充分意を用ひ、今後益々節米や混食にため、この國家の安危に關はる米穀事情の安定に懸命の努力を盡さなければならぬのであります。農業者は國家の爲に進んで管理米を供出し消費者たる國民は今後益々消費規制の強化に伴つて一層米の節約にため、國民各位その分に應じて和衷協力することによつて、この窮屈な米穀事情を克服して行くことが、時局下國民の是非果さねばならぬ重大な義務であります。

00181



年末年始対策

聖戰既に四星霜、記念すべき紀元二千六百年の佳き歳を送り將に大政翼賛運動發足の新年を迎へやうとして居ります。

顧れば外日獨伊三國結盟成り、内國外新體制の樹立其の途に就き、當に國民齊しく臣道實踐の本義に則りて、皇民たる自覺の喚起、國民志氣の振興、生活の全面的刷新を基調とし、銃後艱苦を克服して雄渾なる國家目的達成に一億一體積極的協力の實を擧ぐべき時であります。茲に年末年始をして正大且明朗戦時恰適の簡素奉公化たらしめるため歡喜力行せんとして、本縣では次の年末年始対策を實施することとなりました。

一 實踐強調事項
(1) 日常生活に臣道實踐國民悉く日夜夫々の立場に於て奉公の誠を致し恣意を滅して臣民道の

實踐に奉行すること

この趣旨に鑑み本年の生活を反省すると共に來年一年の大計を計畫すること(家庭常會を開催し全家協力實踐をなすこと)

(2) 虚禮廢止と生活簡素化

越年迎春の準備は無駄を省きて簡素を旨とし専ら精神的に計畫すること

(イ) 年末年始の贈答は全廢すること

(ロ) 虚禮的な年賀狀年賀廣告は廢止すること

(ハ) 忘年會と新年宴會は差控ふることに

(ニ) 門松、松飾り等は極めて質素とし根付松及幹は用ひざること

(ホ) 各市町村又は部落町内會等に於ける新年奉祝會の外各自の廻禮は廢止し、各家庭に於ける名刺受臺を設けず又酒食の饗應を廢すること

(3) 消費節約と貯蓄勵行

樂觀を許さざる國際情勢下に於て我が經濟力を愈々強化するためには國內物資の不足に對應し消費節約、貯蓄増加に一層努力すること

00182

(イ) 衣服調度の新調は極力見合はせ手持品の活用を圖ること

(ロ) 賞與及其他収入は極力貯蓄し又は國債、債券を購入すること

(ハ) 電氣、瓦斯、石炭及木炭等の消費節約を徹底すること

(定額燈と雖も不用の場合には消燈すること)

(4) 時局に備へて心身鍛鍊

年末年始に際しては暖衣飽食、遊惰安逸に流ることなく、各地方の實情に應じ、各人の創意に於て心身の鍛鍊に力め以て質實剛健なる國民の志氣を振勵すること

尙從來農山漁村、工場等に行はれたる明朗健全なる團體的娛樂行事等或は民間に行はれたる純美なる傳統的各種娛樂行事等の研究指導に萬全を期し國民生活に精彩を興ふることに

(5) 譽れの家を擧つて援護

部落會、町内會及隣保班等の常會の申合をなし其の區域内の銃後々援の強化を圖ること

(1) 出征將兵への挨拶狀慰問袋等を發送する

(ロ) 出征將士家族の慰問遺族の弔問激勵等をなすこと

二 實施方法

市町村、官公署、會社、工場、學校等に於ては實踐強調事項に即應し、相互に緊密なる連繫を保ち實行に努むるの外特に左記事項に留意すること

(1) 市町村に於ては地方實情に即せる本對策の實施細目を決定し、部落會町内會隣保班と連携して趣旨の普及實踐申合せに力むること

(2) 官公署、會社、工場、學校等に於ては市町村の實施細目に協力するは勿論自發的に本運動の實踐を期すること

(3) 各種團體に於ても相諮り運動の徹底を期すること

(4) 産業報國會、生活刷新班の活動を促進し本運動の徹底を期すること

(5) 百貨店、商店等に於ては華美なる年末年始の裝飾の廢止、贈答品陳列及配達の廢止等につ

- き自肅實行をなし協力すること
- 三 本運動と併行して強調すべき事項
 - (1) 奢侈品等製造販賣制限規則其の他物價、物資關係諸法令等に違背し、或は賣惜み買溜等をなし經濟統制を紊す行爲は憎むべき非國民的行爲なるを以て益々經濟道德の確立に力むること
 - (2) 戦時下に於ける國民食糧を確保するため政府に於ては増産を圖り米穀國家管理等に依り需給を統制しつゝあるも、十六米穀年度の實情に鑑み一層算米節米の實を擧ぐることに
- 四 實施上の注意

- (イ) 冠婚葬祭新様式の實行強化には一層努力すること
- (ロ) 股販産業關係者並社會上層部の率先垂範を促すこと
- (ハ) 各種常會一體となり實踐を強化し、從來協力を求めたる方面特に婦人團體の協力を促すこと
- (ニ) 學校に於ては生徒兒童を通じ各家庭に滲

誘するやう實施すること
 (ホ) 全家庭擧つて陽曆に依る新年奉祝を行ふこと
 (ヘ) 屠蘇を祝ひ或は年始等に藉口して飲酒の傾向を助長することなきやう留意すること



方面事業に就て

皇室と方面事業

我國は本年を以て皇統連綿紀元二千六百年の佳年を迎へたのでありますが、此の間歴代の天皇が民を慈しませ給ふ事は赤子の如く常に國民と其の喜びを頌ち、悲しみを共に爲させ給ふた御事蹟は、歴史に瞭であり、國民の齊しく恐懼感激して居る所でありまして、我國の社會事

業は全く 皇室の深く温き大御心とその御庇護の下に生長し、今日の發達を見たて申すべきであります。殊に現在の社會事業を動かす原動力になつて居る方面委員制度が

長くも
 ふりつもるまかきの竹の白雪に
 世の寒けさをおもひこそやれ

と詠じさせ給ふた 大正天皇の御仁愛あふるる大御心に端を發して居ります事は、國民として深く銘記せねばならぬ事と存じます。

即ち其のいはれを申しますれば、大正五年五月十八日畏くも 大正天皇に於かせられましては、折柄會議に上京中の各地方長官を宮中に御召になり、御陪食を賜りましたが同日岡山縣知事に對しその縣下に於ける貧民は如何に暮せるやとの洵に勿體なき御下問を賜つたのであります。時の同縣知事笠井信一氏は、恐懼感激惜く所を知らず、鴻大無邊の聖慮をかしく周到な用意の下に全縣下に亘り調査を行つた結果、意

外にも管内に於ける貧困者數の極めて多し、且つその生活状態の悲惨なもの、多いことが判明するに至りましたので大に驚愕し、地方長官としての責任の輕からざることを痛感致されまして日夜苦心研鑽の末、大正六年五月、岡山縣濟世顧問制度を創設し篤志家の奉仕に依つて縣下に於ける 陛下の赤子にして一人も飢餓疾病に泣くもの無き事を期し以て聖旨に奉答せんとしたのであります。これが先驅となりまして、翌大正七年には大阪府下に時の府知事林市藏氏に依つて御仁慈徹底の爲め、方面委員制度の創設を見るに至りましたが、是等の成績が極めて良好であつたので、次第に全國津々浦々に普及發達し、遂に昭和十二年一月には勅令を以て方面委員令が施行せられ、茲に我國社會事業運用の中樞機關として愈々名實共に兼ね備はる方面委員制度の實現を見るに至つたのであります。更に又畏くも 皇太后陛下に於かせられました方面委員制度が先帝の御仁慈の賜として創設せられて以來國家社會に貢獻する處多く、且つ斯

業に従事する人々が各々其の使命を自覺し、つねに國民福祉の増進と生活上の爲めに不斷の努力を盡しつゝある趣を聞召され、昭和十一年十二月二十五日即ち 先帝の十年御式年祭に當り、本事業に功績の多かつた人々に對しその勞を擯らはせられ、特に思召を以てそれぞれ御下賜品の御沙汰あらせられましたのみならず、斯業御獎勵の畏き大御心により方面委員の全國的結合團體たる財團法人全日本方面委員聯盟に對しても御手許金を御下賜あらせられたのでありまして、本制度の上に賜りました皇室の厚き御恩澤の程は洵に申すも畏き極みであります。

方面委員の仕事と活動

斯様な次第で我國方面委員制度は 先帝御仁徳の賜として生れ、鴻大無邊なる御仁慈を奉體し 陛下の赤子一人と雖も其の所を得ざるものなからしむる様保護指導を徹底せんとする世界に比類のない施設であり、方面委員は只々御仁政を輔翼し奉るべく、一切の名譽も利益も求めず、我々の傳統的美風たる隣保相扶の精神に基

き、同胞相愛の一念を以て日夜一般庶民の保護指導に献身奉公致して居るのであります。現在此の方面委員の數は全國で七萬人に達して居り夫々受持區域を分擔し、其處の居住者の生活状態を常に精査し必要に應じては生活費を支給したり、醫藥の途を講じたり、職業内職の斡旋をしたり、老人子供の世話から戸籍の整理、家庭内の紛争の解決等人間生活上に起つて來る凡ゆる支障困難に對して之を克服し生活の安定向上を得せしむべく、保護支援の手を伸ばして居るのであります。斯様にして方面委員が絶へず直接に御世話して居る人の數は全國で實に二百八十萬人に上り、其の取扱件數は一ヶ年に三百七十餘萬件の多きに達して居るのであります。その一件々に並ならぬ努力を拂つて居るのであります。此の點から見ても、方面委員の制度は庶民生活の安全瓣であると申さねばならぬのであります。殊に今回の事變が起りましたからは、率先銃後の護りの最前線に立ち、關係機關と協力して出征軍人の家族、遺族、傷、軍人

歸還軍人等の物質的精神的相談相手として洵に涙ぐましい活動を續けて來ましたが、最近では戰時經濟政策の遂行に依り、打撃を受けて苦しむ中小商工業者の保護にも手を伸ばし、又只單に個々の人々又は家族に對する世話許りでなく一町村一部落の福利の爲に、或は自ら隣保館やら、保育所、授産場、診療所、その他社會施設などの設置經營に携つたり、或は委員力を協せて貯蓄納税の獎勵、虚禮の廢止、其他生活改善惡、習打破、保健の向上に盡したり、全く身を粉にしての活動を續けてゐるのであります。

従つて從來方面委員は極く貧乏な一部の人々だけを救ふのがその任務であると考へられがちでありましたが、之は大きな誤であり、所謂救貧は固より防貧にも又更に進んで國民の厚生へと其の目標と仕事は年と共に積極化し之に伴つて其の重要性も愈々加はつて來て居るのであります。

それでは斯様な大きな仕事をやる資金は何處から來るのかと云へば之は勿論、國や道府縣市

町村等からも一部は出ますが、足らざる處は一般社會の理解に基く淨財の提供に依つて購つて居り、場合に依つては方面委員が相當の身錢を切つて事に當つて居る實情であります。斯くて此の制度こそは 聖恩に奉答する所以のものであり、其の活動こそは銃後國民生活の安定強化に缺くべからざるものであると申して過言ではないのであります。

方面感謝日と方面強調週間

以上述べました様な沿革と重要性に鑑み先年來全國の關係者が相談致しました結果、十二月二十五日即ち 大正天皇祭の御當日をトして方面感謝日と定め、全國民が鴻大無邊なる 皇室の御仁慈に對し奉り感恩感謝の誠を致すと共に此の意義ある日の前後一週間を以て全國方面強調週間、定め關係者が本制度創始の精神を想起し、感奮興起益々方面報國の決意を固め其の業績を檢討強化し、他面又一般社會に呼びかけて本事業の沿革と重要性に對する理解を深め所謂我國古來の醇風であります同胞相愛の精神を昂

00187

揚し、此の精神を基礎として國民の淨財を求め之に依つて年の瀬に喘ぐ人々の上に温かい保護支援の手を差し伸べるは勿論、遍く赤子として一人と雖も未だ御仁愛が及ばず其の處を得ずして悩む者無からしめんと努力して參つて居るのであります。

時局と方面事業

殊に本年は前にも申述べました様に芽出度い紀元二千六百年を迎へ國民齊しく 皇室の彌榮と國運の興隆を壽ぎ奉つたのでありますが、時は將に未曾有の非常時局であり、次々と迫り来る萬難を克服突破して克く大東亞共榮圈を確立し其の盟主たり得て肇國の大理想を實現し得るか否かの大事の瀬戸際であります。

従つて國民は相共に身を以て此の國難に當るの覺悟を固め、身邊に迫り来る幾多の苦痛困難に怯むことなく其の生活を堅實にし所謂銃後の護りに聊かの隙をも作らない事が此の際一番必要であり、此の爲には先に述べた様な役割を持つ方面委員の働きを益々活潑にする事が何よ

りも緊要なことであると存じます。従つて本年の方面強調週間は例年よりも一層重要な意味を持つものであり、國民の一人残らずが方面委員の仕事、此の週間の意義を克く理解せられ之に對して積極的な協力支援をして下さる事がとりも直さず 皇室の御仁政に輔翼し奉る臣道實踐の一つであり、國民として國家の興隆に寄與するの途でもあると確信致すのであります。

先般近衛首相は大政翼賛運動の目標として「國民一人と雖も暖衣飽食を許さず、また飢餓に悩む者無からんことを期す」と

と申されて居ります。即ち一人と雖も必要以上の生活を求めることなく國民の凡てが時局に相應した生活を營み、萬民心より協心戮力時難を突破し聖業を達成せんことを期して居るのであります。我々は此の週を通じて自ら反省奮起し是非とも此の目標を達成したいものであります。

× × ×

00188

大麥裸麥の菌核病防除に就て



現下の米穀事情から考へて、大麥裸麥の増産を圖り米穀の消費を調整することはまことに喫緊の重要事でありまして、その増産確保については各位も精々努力せられ、又これが作付面積の増加についても割當面積の實現につとめられてゐるのであります。これから冬期に當つて積雪の多い地方ではこの積雪を誘因とする菌核病の爲に麥類の腐敗を來し、増産上支障を生ずることが少くないのであります。

この菌核病の防除法については昨年「小麥菌核病防除指針」を印刷配付し、又本報第三十四號にも記して置きましたが、これからその防除實施の時期に當つてゐるので、特にその實施に努めて増産の確保をするやうにせられたいものであります。

なほこれについては各市町村農會に通牒して

指導及藥劑購入の斡旋等をなし、且つ補助の途をも講ずることになつてゐますから、防除に要する藥劑等をもなるべく農會を通じて買入れられるやう希望します。

菌核病防除要項

麥類の菌核病は大麥、稗麥、小麥等の麥類を初め禾本科の雜草にも發生して之を腐敗させ、病菌の傳染は普通十二月頃から氣温が低下した頃に、土壤の中に殘存してゐる菌核から發生した子實體に胞子を形成して、これが麥類の葉や莖に飛散して附着し傳染するものであります。雪の爲に麥が地面に壓しつけられると傳染の機會も多く、又雪の積つてゐる下では温度や湿度も病菌の繁殖に適合する状態となるので、自然發生も多くなるものであります。

その防除方法としては

- 1 病菌の殘存してゐる圃地にはなるべく連作しないこと。
 - 2 畦を高くして排水をよくすること。
- 雪融けを促進すること。

等が注意せねばならぬことではありますが、現に
播付を終つてゐるものに對しては積雪前に藥劑
を撒布することが最も適切有効な方法でありま
す。

藥劑撒布の方法は大體左の標準によつて下さ
い。

撒布の時期 積雪直前に行ふやうにする。
撒布の回数 一回でも効果はわるが、もし撒
布してから降雪までに相當日數を経過し
た場合には今一度撒布する必要がありま
す。

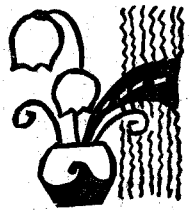
撒布量 反當六斗乃至八斗とすること。
撒布方法 噴霧機又は如露で麥の葉や莖に撒
布します。

藥劑の種類

イ 石ホルドウ液 四斗式一六斗式
ロ クボイド 一ポンドを六斗乃至八斗に稀
釋して用ゐる。

尙防除の實施については充分注意して撒布の
時期を誤らぬやうにし、成るべく共同防除を行

つて青年團や青年學校生徒の協力に依る團體
作業としたものであります。



本年末賞與國債
支給運動實施要綱

賞與に對する高率貯蓄の實現を圖り、一面國
債及び貯蓄債券の消化に寄與するため昭和十三
年末以來賞與支給期毎に實施して來たところの
賞與國債支給運動は、貯蓄奨勵の實行上其の効
果が大なるものがあると認められるので、本年
の年末賞與の支給期に際しても全國的運動とし
て之を實施することとして、各官公署、銀行、
會社、工場、鑛山、各種團體等に於ては年末支
給すべき賞與、期末手當、臨時手當類等の中能
ふ限り多額を支那事變國債又は貯蓄債券を以て
支給するやう廣く之が實行を求め、百二十億貯
蓄の實現に邁進することとなつた。

一 支給標準

國債又は貯蓄債券を以て支給すべき金額は左
記割合を標準とすること。但し希望に依り其の
一部を報國債券を以て支給するも妨げない。

本支給標準は賞與の一部を國債又は貯蓄債券
を以て支給する場合の最標低準を示したに止ま
り、賞與に依る貯蓄は之を以て充分なりとする
趣旨ではないから、賞與受給者各自の事變前に
對する賞與の増加額、資産狀況、扶養家族の有
無等に應じて國債、貯蓄債券の支給割合を引上
げること。

賞與、期末手當、
臨時手當等の金額

百圓以下	國債、貯蓄債券支給割合 賞與等支給額の 一割相當額以上
二百五十圓以下	同一割五分相當額以上
五百圓以下	同一割相當額以上
千圓以下	同一割五分相當額以上
五千圓以下	同一割五分相當額以上
五千圓を超ゆるもの	同四割五分相當額以上

二 實施方法

(1) 各官公署は固より、關係會社、團體
等に對し趣旨の普及徹底を圖り實行を求め
ること。

(ロ) 縣廳は

(1) 管内官公署、銀行、會社、工場、鑛山等
に對し代表者の會合を求むる等の方法に
依り、趣旨の普及徹底を圖り實行を求め
ること。

代表者の會合を求めたる場合には其の席
上に於て實行の申合を行はしめること。

(2) 從來の賞與國債支給運動の實績に徴し、
賞與國債支給の實行不充分なりと認めら
れる向に對しては、必す所定の標準以上
の賞與國債支給を實行するやう個別的に
指導奨勵すること。

(3) 各官公署、銀行、會社、工場、鑛山に
は、少くとも一名の實行委員を設けしめ
て本運動に關する縣との連絡又は部内に
於ける實行の促進に當らしめること。

(4) 管内官公署、銀行、會社、工場、鑛山等

より別項第一號様式に依る實施狀況報告書の提出を求めること。

三 實施上の注意事項

- (イ) 國債又は貯蓄債券(報國債券を含む以下同じ)を以て支給した額は貯蓄組合に於ける賞與貯蓄額の一部として計算するも差支ない。
- (ロ) 銀行、會社等に於て支給すべき國債、貯蓄債券は本店に於て一括入手することを避け各事務所、營業所、工場、專業場毎に最寄の郵便局又は日本勸業銀行等と聯絡して所要證券を購入する方法を講ずること。
- (ハ) 會社經理統制令等の法令に基き、賞與中其の一部を國債等を以て支給、保管すべき會社に在つては之を履行するの外、更に現金第一號様式 昭和十五年末賞與國債支給實施狀況報告書

を以て支給すべき分に對し本運動に依る賞與國債支給を實施するやう指導督勵すること。

尙此の場合に於ては現金を以て支給すべき金額に對し、前記の支給標準を適用すること。

(ニ) 小額面國債は成るべく小額賞與受給者にのみ支給することとし、高額受給者には成るべく大額面國債を以て支給すること。

(ホ) 支給した國債、貯蓄債券は直に之を換價するやうなことの無いやう證券の郵便局又は日本勸業銀行保管等の方法(特に無料保管制度の利用)に依り換價防止の措置を採らしめること。

官公署(銀行、會社、工場、鑛山等)名
所 在 地
代表者又は管理者
實行委員

年月日	賞與支給	區分						賞給支 給總額 圓	國債、貯蓄 債券支 給總額 圓	(ロ)對(イ) の割合 %	賞與支 給人員 人	國債、貯蓄 債券支 給人員 人	(ニ)對(ハ) の割合 %	國債、貯蓄債券 支給標準
		役員 計	職員 計	勞務者 計	貯蓄 職員 計	債券 職員 計	合計 計							
														役員
														勞務者

滿洲建設勤勞奉仕隊
開拓團班歸還報告 (承前)

次に在滿中得た感想を一括して申し述べます。

その一は滿洲國の建設に奉仕しやうと懸念な自覺を以て終始し、其使命を追進し終せた隊員についてであります。行住坐臥滿洲建設勤勞奉仕隊綱領を身に體し之が實踐については、終始已に鞭打ちつゝ努力した譯でありまして、奉仕精神の体認といふことに就いては内地今日迄の生活に於て相當得てゐたにせよ、斯くの如



くの自覺と精進と歡喜を以て体認したことは恐らくないと思ふのであります。今日かく使命を達成し得たのも、全くこの奉仕精神に何等搖ぎがなかつた爲と思ひ、且隊員今後の生活の上にこれが如何ばかり重要な役割を演ずるかを想ふて非常に頼もしさを感ずるのであります。

第二は之に關聯して使命追進の心構態度であります。既に申述べました如く堅固な奉仕精神を持し來りましたが故に、自覺の下に使命を追進し様と云ふ心構には何の申分なく、幹部當初の心配は單なる杞憂であつたと思はぬではありませぬ。中途赤痢(内地の大腸カタル程度のものにて重症に非ず)患者が一時に出た際は多少搖をまぬがれませんが、それは單に病氣に對する恐怖的動搖でありまして、使命そのものに對する動搖ではなかつた點、又少々の病氣を無理して日々の作業に従事した涙ぐましい健闘によりまして、隊員が如何に使命達成に精進したか、又開拓團の幹部並に團員に對しては或る種の不平不満も感じたのであります。が、それ

にしても己の使命與へられた作業に對しては、何の不平を洩らさず従事したことは今日なほ感激を新にし、感謝して止まぬ點であります。

第三は大陸に對する認識と云ひますか、現地認識と云ひますか、とにかくさうした方面に關して充分に得る所があつた事で御座います。

滿洲に對する認識は滿洲事變以來相當深まつたとは申せ、何と云つても極めて淺薄且つ概念的なものに過ぎなかつたと思ふのであります。既に朝鮮上陸第一步より東亞建設の聲音に目覺めさせられ、滿洲各地に於て逞しき姿を如實に見せつけられて、大東亞建設の理想が着々實現しつつある姿を眞に擲んだと云ひますか、強力日本の偉大性に初めて觸れ得ると云ひますか、彌張れる大御勢おほみこいきほひに今更打たれたと云ひますか、大陸の建設が豫想以上に目覺ましく、現地に於ける日本の鼓動が豫想外に逞ましいのに驚いた事は事實であります。所謂耳學問目學問から、その實體に觸れ得た事は何と云つても今回の收穫中最も大きかつたものと存じます。

第四は開拓團に於て得た認識であります。之も色々な機關と機會を通じて相當にはあつたと思ひますが、三ヶ月間團の中にあつて共に生活して得たものは單なる視察見學と異り、又單なる皮相觀察と異つて相當深刻な批判性を持つたものであると思ひます。殊に本縣隊の入つた東北村の開拓團は、その成績から云つてあまり好い成績のものとは云へないのであります。これと同年次入植の靜岡村或は東海村と比較し、更に彌榮村の見學を終へ、又各方面の開拓狀況を知るに及んで、開植地の實情或は生活、或は其の將來性等に關し或る見識さへ抱いて飯つたものもあると思ひまして、將來この方面に對する宣傳の上に或は移民國策遂行の上に、乃至は拓植運動そのものに對し相當の期待をもかけて居る次第であります。

第五は、祖國を離れて初めて祖國を省みた點であります。第三に於て述べましたやうに祖國を離れて初めて祖國の強大さに觸れた如く、祖國を離れて初めて外から祖國を眺め省みる機

會を與へられ、進展する國內情勢から觀て靜かに祖國を思ふ機會が與へられた事は、奉仕隊員等の世界觀や國家觀、更に人生觀の上に一大飛躍を與へたものと思ひ、この點亦收穫の一と思つてゐます。

第六は矢張り之と關聯しますが、祖國を離れて民族日本を見直し、又祖國を離れて働きたる海外同胞を色々な角度から眺める機會を與へられて、民族に對する充分なる批判性と自覺性が出來た點でありまして、恐らくこの點に關しては全く無關心であつたと思ひますが、現地三ヶ月の生活は否應なしに民族に對する目と心を養つて呉れたと思ひ、新時代の青年として洋々たる青年の前途の爲に、この點喜んでいゝ一つであります。

第七は滿洲の王道樂土觀であります。之も從來幾度か耳にし來つた事でありませんが、到る處滿人がその生業を樂しみ、其の生活に安じてゐる現實の姿に接して、其の感を愈々深からしめたと共に、かゝる王道樂土の築かれた半面に

今日をあらしめた滿洲國、皇軍、拓士の苦心に對しては云ひ得ざる感謝を覺えたのでありました。

第八は大陸の住民に對する認識であります。彼等の國家觀、社會觀、人牛觀、いや更に物の見方或は考へ方とか、其の性格とか、その生活とか、風俗習慣とか色々な方面から之を眺め、之を知ることが得ましたと同時に、かゝる原住民に對し我々日本人が如何にあるべきかを種々考へさせられたのでありますが、之も隊員が將來大陸に進出するせざるに拘らず、現地認識の重要な收穫として擧げたいと思ひます。

同時に滿人に對する認識が深まると共に、新住開拓民及びその第二世を色々比較する機會も度々ありまして、政治的經濟的文化的に民族的反省をせざるを得ない數々の事實にも遭遇し、此處にも見逃せぬ收穫があつたと思ひます。

第九は、滿洲到る處に拜した忠靈塔或は戰跡によりまして、今更の如く民族的な感激と感謝を覺え、更に其の忠靈を慰め之に報ゆる道を見

出した點であります。將來隊員の自覺的生活も發展的活動も、實は其の深淺の程度に依るとまて私は考へて居る次第でありまして、滿洲建設に對する奉仕が大半の役割を持つものなら、この民族的な感激感謝は後の半分を領するほど重大なものと思ひて居ります。

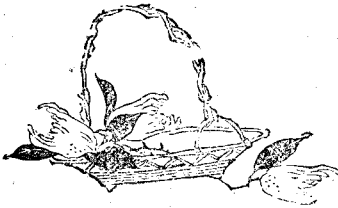
第十は在滿日本青年が、眞に大東亞建設をなす爲には現代の青年は餘りにも無理想、無信念無氣力であると云ふので、青年自興運動をおこし、各地に於て相當之が熾烈に叫ばれ、實行期に迄入つてゐますが、在滿中この事を知りまして、内地青年が何等さうした點に動きを見せぬのと比較して、非常に啓發されて今後の生活に心構に或る示唆を得た點であります。

以上十項目は極めて概括的でありませんが、在滿中得た主たる感想であります。我々がこの在滿中に得た種々な收穫を、將來の實生活に生かして行くことこそ今後の使命であると考へてゐるのでありまして、例へば在滿中に得た尊い奉仕の精神を今後公私の生活に生かすこと、或は

在滿中に得た大陸認識に立つて將來自己の大陸發展をなすとか、乃至は義勇軍送出運動に協力するとか、現地認識を以て一般の啓發に當り、青年團員としてかゝる方面の中心的活動をなすとか、色々な方面の活動が考へられるのであります。

特に現下の國際情勢と國內態勢から推して、眞に目覺めた興亞の青年を必要とし、聖戰今後の完遂がまた懸つてわが皇國青年の双肩にあることを思ふ時、皇國青年としての自覺と興亞青年としての意氣と、そして幼くとも世界青年としての眼識を持つた青年が、今回の滿洲建設奉仕隊によつて我が國に幾千名かを得ることの出來たことは、洵に國家の爲に喜ぶべき事であると信じます。又其處までの自覺が奉仕隊員に持てないでは、折角日滿兩國多大の犠牲も水泡に歸するわけでありまして、この點隊員も各々その自覺を得て居る様でありますから、各位の御安心をいたゞき度いと共に、今後大いに御指導御鞭撻をお願いしたいので御座います。

なほ終りに當りまして、奉仕三ヶ月の間各位より屢々慰問激勵を賜はり、内地に於ては勇躍の氣を倍し、滿洲に於きましては慰藉と自奮を覺えさせられ、常に心強く力づけられ、慰められひたすら使命に追進するを得ましたことを茲に更めて御禮申上げる次第で御座います。



歲末と貯蓄

支那事變は既に支那に於ける武力戦と並んで日滿支三國を中心とする大東亞共榮圈の建設、延いては世界新秩序の確立の爲に友邦と手を携へて前進するといふ新しい事態にまで入りまし

た。これが爲には我が國當面の問題として國內のさまざまな態勢を整へ、高度の國防國家を樹立して國防の劃期的な充實を期することが絶對に必要なのでありまして、今後ますます巨額の資金と多額の物資を要することは改めて云ふまでもありません。

この資金の調達につきましては本年度の國の貯蓄増加目標である百二十億貯蓄、本縣としては四千萬圓の目標額達成が是非必要なのでありまして、恰も年末に際しまして収入も支出も膨脹しがちな時期に於きましては、特にこれに注意努力せねばならぬのであります。即ち去る十二月五日から十四日に至る十日間に亘つて「百二十億貯蓄達成運動」が實施されたのであります。今後旬日の歳末、續いて舊年末にあたりまして縣民各位の格別な關心と努力を希望致します。

貯蓄奨励運動につきましては政府の施設と國民の協力によりまして、着々その効果を収めて

るのであります。今この奨励運動實施以來の状況を回顧いたしますと、昭和十三年の國の貯蓄目標額は八十億圓であつたのでありますが當時まだ施設實施後間もない時であつたため國民に徹底を缺いた點もあり、貯蓄成績は七十三億三千三百萬圓であつて目標額に達することが出来なかつたのであります。しかし本縣では縣民の熱心な協力により目標額二千萬圓に對し二千六百六十萬圓といふ成績で、目標額を突破するの好成績を得たのであります。昨十四年の國の目標額百億圓に對しては貯蓄成績百二億二百萬圓、本縣目標額三千萬圓に對してその成績は三千六百萬圓であつて、これまた非常な好成績であつたのであります。

さて本年の状況はどうであるかと申しますと四月以來各位の熱心な努力によつて着々その成績をあげ、本年の四月から九月までの上半期六ヶ月間の貯蓄増加高は今年の國の目標百二十億圓に對して六十三億六千萬圓で五割三十分達し

本縣また目標額四千萬圓に對して二千五百十六萬九千三百二十五圓であつて、六割二分九厘餘即ち六割三分近い非常な好成績を得て居るのであります。

國民の努力が斯のやうに貯蓄増加となつて實を結んで行くことは國家の爲まことに喜びに堪えないところであります。しかし今後果してこの状況を續けて來年の三月までに確實に國家目標額百二十億圓を實現し得るかどうかと考へて見ますと、これは遽に樂觀を許さぬものがあるものであります。即ち本年四月から九月までの半年間の貯蓄増加の状況について見ましても、その後半の各月は前半の各月に較べて貯蓄増加の割合は鈍つてゐるのでありまして、この際幾多の困難を突破してこの貯蓄鈍化の勢を挽回することは是非必要な事柄なのであります。

従つて道府縣、市町村に於て本年度の最近までの貯蓄実績をこの際再検討して、目標額達成に必要な方法を考へて實施するは勿論、會社、

工場、鑛山、商工關係諸團體、農林水産關係諸團體等に於ても同様に各個の貯蓄増加目標額達成のために一段と努力する事が必要であり、更に又各市町村にある貯蓄組合に於ても貯蓄の實行に當つて、その実績を基礎にして各組合員の貯蓄額の再検討を行つて、目標額達成のために積極的な工夫をすることが肝要なのであります。

年末に際しては一般に各方面とも収入支出共に増加するのが例であります。この年末の増加する購買力を貯蓄に振向けるといふことは、時局下國民の特に努めねばならぬ大切なことでもあります。

政府に於ても昭和十三年末以來六月・十二月の賞與時期に於ては賞與の國債貯蓄債券支給運動を行つて居るのでありまして、本年も各官公署、銀行、會社、工場、鑛山、各種團體等に於て本年末支給すべき賞與、期末手當、臨時手當等年末賞與と考へられるものに對し、その一部を支那事變國債、貯蓄債券(又は希望により報

00199

國債券)を以て支給することとし、役員・職員・勞務者の別なく實施することとなり、本縣でも「昭和十五年末賞與國債支給運動實施要項」を決定して各方面の協力を求めて居るのであります。



戦時下に於ては國家の經濟力をすべて綜合集中して國家總力の最高能率を發揮し、戰の爲に全力を盡さねばならぬのであります。國民各自の國家に對する奉公も亦この見地から行はれねばならぬのであります。戦時下に必要な資金即ち高度國防國家建設のための巨額の費用は、みなお互國民の手で造り出されねばならないのであるから、一億國民がこの貯蓄増加目標額を達成して所要の資金を調達することは、國民の重大なる責務なのであります。

國民が貯蓄の必要性とその重要性を充分に理解して熱烈に協力せられるか否かは、貯蓄獎勵運動の成否といふよりは、我が國戰時經濟が圓滑に運行するかどうか、更にこの事變に最後の

勝利を得るかどうか、大東亞共榮圏の建設が成功するかどうかを決する重大な要素であるのであります。



以前には「貯蓄は身のため國のため」と説かれて、自分の將來のための貯蓄が、又國家への御奉公であること云はれたのであります。現在では第一に國家への御奉公、その結果として第二に自分の身の爲と考へねばならぬのであります。従つて生活費の餘りを貯へるといふのではなくて、まづ國の爲に豫定額を貯へて、その残りて生活しなければならぬのであります。何故かと云へば、國家の貯蓄目標額は時局遂行の爲の缺くことの出来ない必要によるものでありますから、まづ優先的に貯蓄してその残りて生活して行くことが國民の責務なのであります。特に時局に伴つて收入の殖えた人々、多額所得者など餘裕のある人々は、この貯蓄に對して能力の大きい人であるから、國家のこの人達に對する期待は極めて大きいのであります。こ

00200

れ等の人々は從來の貯蓄觀念から離れて、國家の重大時に際して必要な資金を供給するといふ意味をはつきり認識して、最大限度の貯蓄をすることに努め、全能力を發揮して國家に酬ひるといふ考へを以て貯蓄することが必要なのであります。

皇道の進展に寄與すべく一億國民が一體となつて上下一心精勵せねばならぬ今日、貯蓄に於ても一段と新らしい元氣を以て、計畫的に意志的に、百二十億貯蓄の達成の爲に奉公せられんことを切望してやまない次第であります。



處世の教訓

嫁と姑とは兎角仲の悪いものと相場が決つてあります。併し世間には稀には仲の良い嫁と姑があります。それはどちらも我慢してゐるからであります。人は誰にも欠點はあるものであつ

て、それを一々氣にして兎や角云つてゐたら喧嘩の絶え間はありません。云ひたいところもチツと我慢してお互に譲り合つて居れば風波も立たず事なきを得るのであります。

嫁はもと／＼他人であります。可愛い息子と生涯苦樂を共にして行く大事な連れ合ひだと思へば憎いこともない筈であつて、何事も老いては子に従への信條を持つて行きたいものであります。

嫁も亦姑に逆らはずに夫の辛い立場を考へ、之も一つの試練だと思つて仕へなければなりません。姑の剛に剛を以てしては火に油を注ぐやうなものですから、常に優しくゆる心かげでやるやうにしたならば、鬼のやうな姑の齒も立つものではありません。

女は喜怒哀樂の情が極端であつて、今啼いた鳥がもう笑つたで、感情が刻々變化するものであり、實に濟度し難いのは女の心であります。併し此の厄介な女の心の舵も、それを乗りこなす船頭である男に依つてどうともなるものであ

ります。

世の中には義理と人情を欠いても、金々云つて金を蓄へることに汲々として居る人間が多いのであります。例へば町村内に不幸があつても物入りだとかばかりに知らん顔をして居つたり付ひ合ひなんかしなくてもいい、又して貰はなくて困りはしないと云ふやうな考へ違ひをしてゐる人が少くありませんが、之等は洵に氣毒な人であります。

我々社會に於てはお互に親しみ合ひ助け合つて進んで行かねばなりませんし、隣人同志はお互に助け合ひ付き合ひして行くところに共存共榮の實があるのであつて、一家は圓滿に、一町村内は平和に明るくして行かなければなりません。

奢る平家久しからず——無法な榮華は夢の如きもので長く續いた試しは未だ曾てありません。兎角人間と云ふものは自尊心に乏しんで紙

花を散らしたがるものであつて、あるとつい誰でも使ひたがるものであります。

いよ／＼無一物となつて苦のドン底に落ち、初めて其の時に氣が付いたのではもう遅いのであります。とこゝろが世間には斯うした人間が割合に多いのであつて、覺めた後の肩拾ひ——之が榮華の後の定法であります。

口先の上手な者は兎角腹の底が分らないものであつて、斯んな連中は自分のためにのみ爪を磨いて居るものでありますから、うっかりして之に乗せられんやう注意が必要です。口先の旨い者に仁者や善者は少いものですから、人を見たら盜棒と思への氣持で、最初から充分氣を締めてかゝれば萬事に間違ひはありません。

昭和十五年十二月二十日印刷
昭和十五年十二月二十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所